

令和3年度 茅ヶ崎地区まちぢから協議会 主要事業の実績表

令和4年5月19日
第1回茅ヶ崎市地域
コミュニティ審議会
資料5-1

	令和3年												令和4年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1. 会議等の実施															
★総会	★														
●運営員会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
▲役員会	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
2. 部会活動															
●防災部会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
									●地区防災訓練(中止)						●防災リーダーフォローアップ研修(中止)
3. 特定事業															
その他主要な事業															
広報発行事業									10月1日号発行						
市民集会								中止	地区内で市に対する意見や要望の取りまとめ			要望書を市に提出	要望書に対する回答を受理		
地域一斉清掃				中止							中止				
議員との意見交換会												5名の議員と実施			

認定コミュニティ活動状況資料

茅ヶ崎地区まちぢから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1
規約等	2～7
委員名簿	8

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	9～14
当該年度の活動計画書及び収支予算	15～17

【参考資料】

まちぢ茅ヶ崎第12号	18
------------	----

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

茅ヶ崎地区は、茅ヶ崎駅があることから茅ヶ崎市の玄関口として位置付けられている状況にあり、特に、まちづくりに関しては、道路、街並み、自転車、ゴミ、景観、バリアフリー等の環境整備など多くの課題を抱えている状況にあります。

また、民家・商店街が密集している地区であり、地震・火災などの災害のダメージが大きい地区であることから、広域防災対策が必要となっております。また、防犯・火災・交通等に対する安全・安心なまちづくりが要望されています。

茅ヶ崎地区が地域コミュニティを維持、向上させていくためには、今まで以上に地域の団体や住民が身近な問題について気軽に話し合い、顔の見える関係づくりや住民相互の連携を図り、「共助」の力を強くしていかなければなりません。

また、従来自治会が担ってきた地域における調整機能をさらに高め、地域横断的な取組みを進めることが必要になることから、地域と市が連携・協力し、多くの住民で地域の情報を共有し、課題を発見し、その課題を解決していくため、地域住民と市が協働して取り組む新たな地域コミュニティ「(仮称)茅ヶ崎地区まちぢから協議会」を組織していくこととなりました。

審査基準		基準への適合状況（申請時）	基準への適合状況（R3年度）
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第1条に市が定める区域内（茅ヶ崎地区）を協議会の活動区域とする規定あり。	・申請時と同様で変更無し
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図1」と規約第1条における協議会の活動区域が合致。	・申請時と同様で変更無し
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第5条（1）に「茅ヶ崎地区に所在地を有する自治会長」が委員である規定あり。	・申請時と同様で変更無し
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり19自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第5条（2）～（4）規定あり。 ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ ・茅ヶ崎地区社会福祉協議会 ・茅ヶ崎地区民生委員児童委員協議会 ・包括支援センター・福祉相談室 ゆず ・ボランティアセンターちがさき ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ ・梅田地区体育振興会 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ ・梅田学区青少年育成推進協議会 ・梅田学区子ども会連合会	・申請時と同様で変更無し
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に「規約第5条（2）～（4）」に規定される団体名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第5条（12）に規定あり。	規約第5条（13）に規定あり。
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第5条（12）に公募により認められた者を委員とする規定あり。 規約第21条（2）に部会の設置に関する規定あり	規約第5条（13）に公募により認められた者を委員とする規定あり。 規約第21条（2）に部会の設置に関する規定あり。 規約第22条に部会の構成に関する規定あり。
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第10条第2項及び第3項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第3条に目的、第1条に名称及び主として活動する区域、第2条に事務所の所在地、第9条に代表者に関する事項、第10条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。	規約第4条に営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れる。	・申請時と同様で変更無し
	申請書類から、前項の事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第3条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

茅ヶ崎地区まちぢから協議会 規約

目次

- 第1条 名称、組織及び活動区域
- 第2条 所在地
- 第3条 目的
- 第4条 事業
- 第5条 委員
- 第6条 顧問
- 第7条 役員
- 第8条 役員の任期
- 第9条 役員の仕事
- 第10条 会議
- 第11条 総会の構成
- 第12条 総会の種別
- 第13条 総会の招集
- 第14条 総会の議決事項
- 第15条 総会の議事録
- 第16条 役員会の構成
- 第17条 役員会の招集
- 第18条 役員会の議決事項
- 第19条 運営委員会の構成
- 第20条 運営委員会の招集
- 第21条 運営委員会の議決事項
- 第22条 部会の構成
- 第23条 事務局
- 第24条 事務局の所掌事務
- 第25条 事業及び会計年度
- 第26条 経費
- 第27条 住民等からの意見等の取り扱い
- 第28条 必要事項

(名称、組織及び活動区域)

第1条 この会は、茅ヶ崎地区まちぢから協議会（以下「協議会」と称し、市長が告示する区域内（以下「茅ヶ崎地区」）の市民及び区域内で活動する各種団体で組織する。

2 協議会の主として活動する区域は茅ヶ崎地区とする。

3 協議会の設立年月日は平成28年3月6日とする。

(所在地)

第2条 協議会の所在地は、茅ヶ崎地区コミュニティセンター（茅ヶ崎市元町10番33号）に置く。

(目的)

第3条 協議会は、「地域住民主体の市政」「地域住民の生きがづくり」「自助・共助のまちづくり」「協議の場」「まちの力の醸成」「自己実現の場を創造する」等のため、地域における課題解決、住みよい地域社会の構築を目指し、地域住民、各種団体及び市が一体となり、自主的、主体的に地域活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 茅ヶ崎地区の特性を生かし、地域の課題を解決するために行う事業

(2) 茅ヶ崎地区住民の福祉に寄与する事業

(3) 児童及び青少年の健全育成に関する事業

(4) 高齢者及び障害者福祉に関する事業

(5) 環境に関する事業

(6) 防災に関する事業

(7) 交通安全及び防犯に関する事業

(8) 茅ヶ崎地区の住民の参画と情報の共有並びに協働の推進に関する事

(9) 他地区との情報交換に関する事

(10) その他茅ヶ崎地区の発展に寄与する事業

(委員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げるもので構成し、委員の数は40名以内とする。

(1) 茅ヶ崎地区内に所在地を有する自治会長

(2) 地域福祉全般に関する地域団体の代表

(3) 健康・スポーツに関する地域団体の代表

(4) 青少年育成等に関する地域団体の代表

(5) 安全・防犯に関する地域団体の代表

(6) 防災に関する地域団体の代表

(7) 生活環境に関する団体の代表

(8) 地域住民の交流・絆づくりを進める地域団体の代表

(9) 文化・生涯学習に関する地域団体の代表

- (10) 地域振興分野に関する団体の代表
 - (11) 規約第22条第2項に定める部会長
 - (12) 協議会が推薦する者
 - (13) 公募により認められた者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第6条 協議会に相談役として若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問には、茅ヶ崎地区内に居住地をもつ者から役員会が推薦し、総会で承認を得た者を置く。
- 3 顧問は会長が必要と認めたとき、会議に出席することができる。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 2名
- (5) 監事 2名

- 2 前項の役員は総会において委員の中から互選により選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員職務)

第9条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐すると共に協議会の業務を分担する。会長に事故がある時には、その職務を代理する。(あらかじめ定められた順位による。)
- (3) 事務局長は、協議会の事務等処理すると共に事務局を統括する。
- (4) 会計は、協議会の運営及び活動に関する経理事務を行う。
- (5) 監事は、協議会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行に不正の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求することができる。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、役員会、部会及び運営委員会とする。

- 2 会議（部会を除く）は、各会議を構成する者の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし委任状の提出があった者については、出席があったものとみなす。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 総会を除く会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 出席者数
 - (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (総会の構成)

第11条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。
- (総会の種別)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、年度当初に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、総会を構成する者の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第9条第1項第5号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、日時及び場所を示して会議の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第14条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算に関すること
- (2) 事業計画及び予算に関すること
- (3) 役員を選任及び解任に関すること
- (4) 規約の制定及び改正に関すること
- (5) その他、第5条に掲げる委員から提案された事項に関すること

(総会の議事録)

第15条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(役員会の構成)

第16条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

2 役員会の議長は、協議会の会長とする。

3 役員会には、役員以外のものを出席させ、意見を聞くことができる。

(役員会の招集)

第17条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の議決事項)

第18条 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会及び運営委員会に付議する事項

(2) 総会及び運営委員会において議決された事項のうち、協議会全体に係るものの執行に関する事項

(3) その他総会及び運営委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員会の構成)

第19条 運営委員会は、委員をもって構成する。

2 運営委員会の議長は、会長とする。

3 運営委員会には、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(運営委員会の招集)

第20条 運営委員会は、会長が必要と認めた時に招集する。

(運営委員会の議決事項)

第21条 運営委員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会及び役員会に付議すべき事項

(2) 部会等の設置及び廃止に関する事項

(3) 各部会が協議した事業に関する事項

(4) 本会の委員の入会又は退会の承認に関すること

(5) 総会及び役員会において議決された事項の執行に関する事項

(6) 総会及び役員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(7) 協議会に寄せられた意見及び提案事項（以下「意見等」という。）に関する事項

(8) その他、提案された事項

(部会の構成)

第22条 部会は、委員及び部会員をもって構成する。

2 部会に、部会長及び副部会長を置く。

3 その他の事項については部会ごとに別途定める。

(事務局)

第23条 協議会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には協議会より役員会が推薦し、総会で承認を得た事務局長を置く。

3 事務局には事務局員を置くことができる。

(事務局の所掌事務)

第24条 事務局は、次の事務を処理する。

- (1) 会議への出席
- (2) 会議の開催通知書の作成及び送付
- (3) 会議の資料の作成
- (4) 会議の議事録の作成
- (5) 会計事務に伴う資料の作成
- (6) 茅ヶ崎市や関係団体との連絡調整
- (7) 協議会に寄せられた意見等のとりまとめ
- (8) 協議会活動に関する広報活動
- (9) その他必要な事項

(事業及び会計年度)

第25条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第26条 協議会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第27条 会議で出された意見等のほか、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第28条 その他、協議会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規約は、平成28年3月6日から施行する。

(任期の特例)

2 第5条第2項及び第8条第1項に規定する任期は、この規約施行後の最初の任期に限り、平成30年度総会までとする。

附 則

この規約は、平成29年3月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月21日から施行する。

茅ヶ崎地区まちぢから協議会 令和4・5年度運営委員名簿

該当分野	No	団 体 名	氏 名	協議会役職
茅ヶ崎地区内に所在地を有する自治会長	1	本町第一自治会	岸 齊一	監事
	2	本町第二自治会	山田 政義	
	3	本町第四自治会	城田 禎行	会長
	4	茅ヶ崎グリーンハイツ自治会	若林 誠	
	5	パークタウン茅ヶ崎自治会	吉澤 忠夫	
	6	パークタウン茅ヶ崎第二住宅自治会		
	7	元町第一自治会	古谷 佳三	
	8	元町第二自治会	上野 國光	
	9	新栄町第一自治会	岡崎 芳彦	
	10	新栄町第二自治会	長谷川 正雄	
	11	十間坂自治会	河内 昇	
	12	矢畑南自治会	横森 昭男	
	13	ニューライフ自治会	大滝 智子	
	14	茅ヶ崎グランドハイツ自治会	森山 哲郎	
	15	藤和茅ヶ崎ハイタウン自治会	荒井 綾	
	16	藤和ハイタウン湘南茅ヶ崎自治会	小滝 晋	
	17	パークスクエア湘南茅ヶ崎自治会	越川 善雄	副会長・事務局長
	18	レクセルマンション茅ヶ崎自治会	神谷	
	19	ザ・パークハウス茅ヶ崎自治会	新海 宏	
地域福祉全般に関する地域団体の代表	20	茅ヶ崎地区社会福祉協議会	川戸 茂	副会長
	21	茅ヶ崎地区民生委員児童委員協議会	井上 明	会計
	22	包括支援センター・福祉相談室 ゆず	高田 麗	
	23	ボランティアセンターちがさき	伊藤 久重	
健康・スポーツに関する地域団体の代表	24	梅田地区体育振興会	本間 廣市	
青少年育成等に関する地域団体の代表	25	梅田学区青少年育成推進協議会	益田 和子	
	26	梅田学区子ども会連合会	関 麻記子	
地域住民の交流・絆づくりを進める団体	27	茅ヶ崎地区コミュニティセンター管理運営委員会	安彦 光雄	会計
	28	茅ヶ崎婦人クラブ連合会茅ヶ崎地区	坂巻 隆	
	29	十間坂婦人会	伊藤 眞知子	監事
地域振興分野に関する団体の代表	30	銀座商興会		
規約に定める部会長	31	防災部会	佐藤 昭弘	
公募により認められた者	32	公募委員	阿部 蘭	
	33	公募委員	山下 常雄	
	34	公募委員	森 俊之	
	35	事務局員	祖一 光男	

1 会議等の実施

(1) 総会、運営委員会、役員会

実施（予定）日	会議の名称	主な内容等
令和3年 4月8日（木）	4月役員会	(1) 総会及び4月運営委員会の進め方 (2) 運営委員会次第 (3) 総会資料案について (4) 委員名簿、連絡体制について
4月17日（土）	定期総会	(1) 議案第1号 令和2年度事業報告 (2) 議案第2号 令和2年度収支決算報告、 及び会計監査報告 (3) 議案第3号 令和3年度事業計画 (4) 議案第4号 令和3年度収支予算 (5) 議案第5号 令和3年度役員の選任 * いずれの議案も、特に異議はなく承認された。
4月17日（土）	4月運営委員会	(1) 委員自己紹介 (2) 防災部会について
5月13日（木）	5月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 総会議事録確認 (3) 運営委員会議事次第 (4) 委員名簿、連絡体制他 (5) 「まちぢ茅ヶ崎」の発行計画 (6) 自治会長連絡会の内容 (7) 市の回答への対応
5月22日（土）	5月運営委員会	(1) 市まちぢから協議会連絡会 総会及び5月定例会報告 (2) 広報紙の発行について (3) 防災部会について (4) 市民集会の回答について * 終了後自治会長連絡会開催
6月10日（木）	6月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 「まちぢ茅ヶ崎」の発行 (3) 市の回答への対応の進め方 (4) 自治会長連絡会の内容 (5) 運営委員会議事次第
6月19日（土）	6月運営委員会	(1) 市まちぢから協議会連絡会 6月定例会報告 (2) 広報紙の発行について (3) 防災部会について (4) 市民集会の回答について

		* 終了後自治会長連絡会開催
7月15日(木)	7月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 「まちぢ茅ヶ崎」の発行(9月目標) (3) 市の回答への対応の進め方 (4) 自治会長連絡会の内容 (5) 運営委員会議事次第
7月24日(土)	7月運営委員会	(1) 市まちぢから協議会連絡会 7月定例会報告 (2) 広報紙の発行について (3) 防災部会について (4) 市民集会の回答の扱いについて (5) 自治会長連絡会の状況報告
8月5日(木)	8月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 市環境事業センターとの調整状況確認 (3) 「まちぢ茅ヶ崎」の発行目標について (4) 運営委員会議事次第 (5) 市民集会のやり方 (6) 自治会長連絡会の内容
8月21日(土)	8月運営委員会	(1) 環境事業センターとの情報交換会 (2) 今年度の市民集会の開催方法について (3) 防災部会について * 終了後自治会長連絡会開催
9月9日(木)	9月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 「まちぢ茅ヶ崎」の発行(9月運営委員会配布) (3) 運営委員会議事次第 (4) 自治会長連絡会の内容
9月18日(土)	9月運営委員会	(1) 市まちぢから協議会連絡会 9月定例会報告 (2) 今年度の市民集会の追加提案について (3) 防災部会について
10月9日(土)	臨時三役会	市環境事業センターより、 燃やせるゴミの一部地域民間委託化についての説明
10月14日(木)	10月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 市への要望のとりまとめについて (3) 市議会議員との懇談会について (4) 運営委員会議事次第 (5) 自治会長連絡会の内容
10月23日(土)	10月運営委員会	(1) 市まちぢから協議会連絡会 10月定例会報告 (2) 防災部会について (3) 12月運営委員会及び市議会議員との懇談会の開催について (4) 公募委員の公募について * 終了後自治会長連絡会開催

11月11日(木)	11月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 市への要望のとりまとめについて (3) 市議会議員との懇談会について (4) 運営委員会議事次第 (5) 自治会長連絡会の内容
11月20日(土)	11月運営委員会	(1) 市まちぢから協議会連絡会 11月定例会報告 (2) 今年度の市への要望事項の取り纏め状況 (3) 防災部会について * 終了後自治会長連絡会開催
12月9日(木)	12月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 市への要望のとりまとめについて (3) 市議会議員との懇談会について (4) 運営委員会議事次第 (5) 自治会長連絡会について
12月11日(土)	12月運営委員会	(1) 市まちぢから協議会連絡会 12月定例会報告 (2) 今年度の市への要望事項の取り纏めについて (3) 防災部会について (4) 協議会オリジナルベストの製作について * 終了後「市議会議員との懇談会」開催
令和4年 1月13日(木)	1月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 運営委員会議事次第 (3) 令和4年度の事業計画の基本的考え方 (4) 自治会分担金の考え方 (5) 市への要望に対する市の対応状況 (6) 今年度中の広報紙の発行について
1月22日(土)	1月運営委員会	(1) 民生委員改選に関する市からの情報提供 (2) 市まちぢから協議会連絡会 1月定例会報告 (3) 令和4年度の協議会活動の基本的考え方 (4) 令和4年度役員改選の進め方 (5) 市への要望の進捗状況 (6) 防災部会からの報告 (7) 梅田小学校からの依頼対応 (8) 令和4年度分担金について
2月10日(木)	2月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 運営委員会議事次第 (3) 総会資料の作成・スケジュール (4) 市への要望に対する回答状況 (5) 来年度活動計画 (6) 役員人事 (7) 公募委員の選任 (8) 自治会長連絡会の内容

2月19日(土)	2月運営委員会	(1) ネスパ茅ヶ崎ビル(市民窓口・市民ギャラリー)の廃止についての説明 (2) 市まちぢから協議会連絡会 2月定例会報告 (3) 市への要望に対する回答状況 (4) 来年度の活動計画素案 (5) 防災部会からの報告 (6) 公募委員の応募状況について
3月10日(木)	3月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 運営委員会議事次第 (3) 定期総会(資料・次第・進行)について (4) 公募委員の選考について
3月19日(土)	3月運営委員会	(1) 市連絡会報告 (2) 定期総会資料案 (4) 4、5年度運営委員について (5) 防災部会からの報告

* 新型コロナウイルスの感染が収束しない状況下であったが、感染拡大防止に極力留意しつつ、定期総会、運営委員会、役員会は継続して開催した。

(2) 防災部会

実施(予定)日	会議の名称	主な内容等
令和3年 4月7日(水)	第1回防災部会	・地区防災訓練について
5月12日(水)	第2回防災部会	・地区防災訓練について
6月16日(水)	第3回防災部会	・地区防災訓練について ・「避難行動要支援制度アンケート」に関する情報共有
7月7日(水)	第4回防災部会	・地区防災訓練について
8月4日(水)	第5回防災部会	・地区防災訓練について
9月1日(水)	第6回防災部会	・地区防災訓練について
10月6日(水)	第7回防災部会	・地区防災訓練について ・今後の活動について
11月10日(水)	第8回防災部会	・防災リーダーフォローアップ研修について
12月1日(水)	第9回防災部会	・防災リーダーフォローアップ研修について
令和4年 2月2日(水)	第10回防災部会	・防災リーダーフォローアップ研修について ・来年度の活動について
3月2日(水)	第11回防災部会	・来年度の地区防災訓練のあり方について ・来年度の活動について

* 地区防災訓練

市内すべての地区防災訓練は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

2 事業の実施

実施予定日	区分	事業の名称
令和3年 5月8日	主催	地区一斉清掃（中止）
9月（予定）	主催	市民集会（中止）
10月16日	主催	地区防災訓練（中止）
11月6日	主催	地区一斉清掃（中止）
11月（予定）	主催	視察研修（中止）
12月11日	主催	市議会議員との意見交換会 （議員5名の出席で、茅ヶ崎コミセンにて実施）
2月5日	主催	防災リーダーフォローアップ研修（中止）
年間2～3回 の発行予定	主催	広報紙「まちぢ茅ヶ崎」10/1号発行

- * 上記のように、当初計画されていた事業は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からそのほとんどを中止せざるを得なかった。
- * 市民集会が中止となったことに伴い、その代替対応としての書面での市民集会という意味合いを持って、地域からの意見や要望をとりまとめ、12月27日付で茅ヶ崎市長あてに「要望書」として提出し、2月3日付で回答を得た。

第 2 号 議案

令和 3年度 茅ヶ崎地区まちぢから協議会 収支決算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

収入の部

(単位：円)

項目	令和3年度予算	令和3年度決算	内 訳
前年度繰越金	459,276	459,276	現金 78,022 預金 381,254
自治会分担金	200,100	200,100	内 防災訓練分 69,100
市補助金（市民自治推進課）	250,000	250,000	認定コミュニティ助成金（運営等助成金）
市補助金（防災対策課）	70,000	0	地区防災訓練補助金（防災訓練 中止）
受取利息	3	5	預金利息
合 計	979,379	909,381	

支出の部

項目	令和3年度予算	令和3年度決算	内 訳
運 営 費	会議費	130,000	91,845 お茶代（防災部会含む）、運営委員会弁当代 他
	会費	60,000	10,000 まちぢから協議会連絡会負担金
	広報紙発行費	70,000	15,500 広報紙「まちぢ茅ヶ崎」1回発行
	一斉美化清掃費	0	0 事務費に含む（回覧書類等）
	市民集会費	40,000	0 新型コロナウイルス拡大防止の為中止
	協賛費	10,000	0 協賛先なし
	地区防災訓練費	150,000	0 新型コロナウイルス拡大防止の為中止
	市議会議員意見交換会費	30,000	0 新型コロナウイルス拡大防止の為中止
	視察研修費	200,000	0 新型コロナウイルス拡大防止の為中止
	近隣地区情報交換会費	40,000	0 新型コロナウイルス拡大防止の為中止
	事務費	50,000	63,331 書類コピー・印刷代、事務用品類、資料郵送代
	消耗備品費	50,000	145,044 オリジナルポスト(80着)、スチーラック、プリンター用インク代 他
	雑費	5,000	0 振込手数料 等
小 計	835,000	325,720	
予備費	144,379	0	
次年度繰越金	0	583,661	現金 52,402 預金 531,259
合 計	979,379	909,381	

上記の通り、令和 3年度の会計収支決算書を報告いたします。

令和4年4月9日 茅ヶ崎地区まちぢから協議会 会長 河内 昇
 " 会計 安彦 光雄
 " 会計 井上 明

監査の結果、適正であると認めます。

令和4年4月9日 茅ヶ崎地区まちぢから協議会 監事 岸 斉一
 " 監事 伊藤 真知子

1 事業計画方針

規約第3条に掲げる目的を達成するため、次の方針のもと運営委員会・役員会及び事業を実施する。

(1) 課題把握

市民集会に限らず、各団体や住民が抱えている課題や取り組みなど、地域に関する様々な情報の把握・共有を行い、分野毎に課題を整理するとともに、課題解決までの方法等について検討を行う。

(2) 課題解決

把握した課題を運営委員会で協議する中で、各団体や地域住民及び行政と協働しながら課題解決に取り組む。協議会の活動により課題解決へ取り組む場合には、部会等の課題解決に適した組織を設置する。行政への要望が必要な案件については市民集会を通じて要望、または適宜要望を伝える。

(3) 広報活動

茅ヶ崎地区まちぢから協議会の活動を周知するとともに、多くの地域住民が協議会活動に参加できるよう、広報紙やホームページ等様々な広報媒体を用いて広報活動を行う。広報紙の発行は年間2～3回を予定している。

(4) 防災に関する活動

防災部会

新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した地区防災訓練の企画運営、及び防災リーダーに対するフォローアップ研修・懇談会（情報交換）等を通じて地域の防災力の向上を図る。

2 運営委員会・役員会の予定

会議名	期 日	場 所
運営委員会	通年	茅ヶ崎地区コミュニティセンター
役員会	通年	茅ヶ崎地区コミュニティセンター

* なお、運営委員会、役員会ともに、会議を構成する委員の都合に応じてスケジュール調整を行い、開催日時を決定する。

3 事業等の計画

事業名	日 程	場 所
地区一斉清掃	5月7日（土）（予定） 11月5日（土）（予定）	茅ヶ崎地区内
防災リーダー フォローアップ研修	7月（予定）	未定

(仮称)防災・まちづくり ワークショップ	9月～2月（3回程度）	未定
市民集会	9月（予定）	茅ヶ崎地区コミュニティセンター
地区防災訓練	10月（予定）	未定
視察研修	11月（予定）	未定
市議会議員意見交換会	12月17日（土）	茅ヶ崎地区コミュニティセンター
防災リーダーとの懇談会 （情報交換）	2月（予定）	茅ヶ崎地区コミュニティセンター
広報紙「まちち茅ヶ崎」 発行	年2～3回	
研修会	未定	未定

* 上記事業の詳細については役員会・運営委員会等で検討し実施する。また、新型コロナウイルス感染状況の推移が見通せない中、事業計画は会議での協議によりその実施時期、内容ともに臨機応変に変更するものとする。

4 事業の実施に向けた検討

地域課題の把握に努める。また、市民集会で採り上げてきた生活環境の改善や自転車・交通安全等に関する地域課題を解決できるよう、事業の実施を検討する。

第 4 号 議案

令和 4年度 茅ヶ崎地区まちぢから協議会 収支予算 (案)

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

収入の部

(単位：円)

項 目	令和3年度決算	令和4年度予算	内 訳
前年度繰越金	459,276	583,661	現金 52,402 預金 531,259
自治会分担金	200,100	198,700	内 防災訓練分 68,800
市補助金(市民自治推進課)	250,000	250,000	認定コミュニティ助成金(運営等助成金)
市補助金(防災対策課)	0	122,000	地区防災訓練補助金
受取利息	5	5	預金利息
	909,381	1,154,366	

支出の部

項 目	令和3年度決算	令和4年度予算	内 訳	
運 営 費	会議費	91,845	130,000	お茶代(防災部会含む)、運営委員会新年会(食事代)
	会費	10,000	60,000	まちぢから協議会連絡会負担金
	広報紙発行費	15,500	70,000	広報紙「まちぢから茅ヶ崎」2～3回発行
	一斉美化清掃費	0	0	事務費に含む(回覧書類等)
	市民集会費	0	40,000	お茶代、啓発品代
	協賛費	0	10,000	協賛先未定
	地区防災訓練費	0	190,000	軍手、啓発品、他
	市議会議員意見交換会費	0	40,000	お茶代、懇親会(会費制)
	視察研修費・研修会費	0	200,000	バス代、駐車料金、昼食代、他
	近隣地区情報交換会費	0	40,000	お茶代、懇親会(会費制)
	事務費	63,331	80,000	書類コピー・印刷代、事務用品類、資料郵送代、他
	消耗備品費	145,044	150,000	プリンター用インク代、事務機器、他
	雑費	0	5,000	振込手数料、他
小 計	325,720	1,015,000		
予備費	0	139,366		
次年度繰越金	583,661	0		
合 計	909,381	1,154,366		

上記の通り、令和4年度の収支予算(案)を報告いたします。

令和4年4月9日

会長 河内 昇

会計 井上 明

会計 安彦 光雄



まちぢ茅ヶ崎

～みんなで創る みんなのまち～ 第12号

発行日 令和3年10月1日

発行者 茅ヶ崎地区まちぢから協議会

会長 河内 昇

問合せ先 茅ヶ崎地区コミュニティセンター

☎ 0467-88-7522

令和3年度茅ヶ崎地区まちぢから協議会の活動



(総会の様子)

新型コロナウイルスの猛威が続いていますが、皆さんはいかがお過ごしでしょうか。今年度の当地区まちぢから協議会の活動は、4月17日に開催された総会で承認されましたが、新型コロナウイルスの前に、上半期の活動は、運営委員会の開催を除いてすべての活動を中止せざるを得ない状況でした。また、10月に予定していた梅田地区体育祭（主催：梅田地区体育振興会）及び地区防災訓練（主催：茅ヶ崎地区まちぢから協議会）も既に中止を決定しています。市民集会は、昨年度に引き続き今年度も文書開催とすることとしています。また自治会長が中心となって地域の課題について話し合っており、まとまった部分からまちぢから協議会運営委員会で共有していくなど、できることから取り組んでいます。

一方、市のワクチンの接種も当初計画を加速させ、10月末までには希望する全員に対してワクチン接種を完了させる目標を立てています。ワクチン接種の状況や国、県の方針にもよりますが、一刻も早く活動が復活できることを願っています。

茅ヶ崎地区民生委員児童委員協議会の紹介



私たちは自治会長から推薦され、厚生労働大臣、神奈川県知事、茅ヶ崎市長から委嘱された、茅ヶ崎地区の民生児童委員および主任児童委員です。民生児童委員は皆様から相談を受け、主任児童委員は子どもに関する相談を受け、早く解決できるよういろいろな機関へつなぐことが役目です。茅ヶ崎地区を24のエリアに分け、民生児童委員が1人1エリアを受け持ち、主任児童委員は全体を2人で受け持っています。心配事などありましたらお気軽にお声がけ下さい。

茅ヶ崎地区民生委員児童委員協議会 会長 井上 明

梅田学区子ども会連合会の紹介

梅田学区子ども会連合会は、梅田小学校に通う児童が所属する、5つの子ども会からなる団体です。地域の皆様におかれましては、日頃よりご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。主な活動内容は梅田学区青少年育成推進協議会主催の子ども大会、梅田地区体育振興会主催の梅田地区体育祭の実行委員を担っています。各子ども会の繋がりを深め、活動の幅が広げられるように情報交換をしております。今後とも子どもたちの健やかな成長と地域活動への参加が出来るよう、ご支援頂きますようお願い申し上げます。

※梅田学区は子ども会へ全員加入としています。 令和3年7月15日現在

地区	子ども名	会員数
本村	本村子ども会	218
新栄町・元町・茅ヶ崎 パークタウン・矢畑特任区	茅の実子ども会	123
矢畑・浜之郷・茅ヶ崎	若草子ども会	39
十間坂・南湖・ニューライフ	十間坂子ども会	156
パークスクエア	パークスクエア子ども会	36

茅ヶ崎市老人クラブ連合会茅ヶ崎地区の紹介

老人クラブ連合会は、老人福祉および地域社会の福祉の増進に寄与することを目的にしています。連合会には、13の地区別区域があり、我々の茅ヶ崎地区は、茅ヶ崎、元町、新栄町、十間坂、本村、矢畑の一部、からなっています。

現在、茅ヶ崎地区には、十間坂第一百寿会、十間坂第二百寿会、十間坂第三百寿会、本村八王子会、矢畑南福寿会、パークタウン茅ヶ崎シニアクラブ、茅ヶ崎ニューライフシニアクラブの7クラブが参加しています。各クラブは30人以上の会員からなり、市の補助金と会費をもって運営しています。活動内容はそれぞれのクラブで異なりますが、バス旅行、カラオケ会、お誕生会、体操、清掃奉仕活動、ウォーキング、茶話会など多岐にわたっています。また連合会でも日帰りバス旅行、運動会、趣味の作品展、グラウンド・ゴルフ大会等開催しています。

以上の活動を通じた仲間との交流は、認知症予防やフレイル防止にも役立ちます。最近各クラブとも新会員が少ないのでご興味のある方は、是非各クラブへご連絡願います。また、新規クラブを立ち上げたい方は農協ビル3階の茅ヶ崎市老人クラブ連合会事務局（58-5281）へご相談願います。

【編集後記】

久しぶりの「まちぢ茅ヶ崎」の発行です。新型コロナのためにほとんどの活動が中止となりましたので、今号は、茅ヶ崎地区まちぢから協議会に参加している団体を紹介することとしました。

新型コロナのため、私の自治会でも上半期はほぼ全ての活動が中止とせざるを得ませんでした。あらためて、3密は自治会活動の基本と認識しました。コロナ騒動の一刻も早い終息を願っています。（こし）